

エネルギー協同組合法案概要

1 目的

地域の住民又は小規模事業者のエネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図り、もって地域の活性化等に寄与する。

⇒エネルギー協同組合を**分散型エネルギー社会の担い手**に！

2 組合員

組合員資格：一定地区内の個人及び小規模事業者※で定款で定めるもの

※ 資本金額 or 出資総額が 5,000 万以下又は常時使用従業員数 50 人以下

加入の自由等：任意の加入・脱退が可能

出資：出資一口の額は均一で、組合員は出資一口以上を保有

議決権及び選挙権：出資口数にかかわらず、各一個

3 エネルギー協同組合の種類と事業内容等

	エネルギー利用協同組合及び同連合会	エネルギー供給協同組合
目的	エネルギー利用に係る自主的・合理的選択の確保	エネルギー供給に係る公正な経済活動の機会の確保
事業	<p>① 地域エネルギーを生産して組合員に供給する事業</p> <p>② 組合員に必要なエネルギーを共同購入する事業</p> <p>③ 省エネ改修額以上の光熱費削減を保証する包括的サービス (ESCO 事業)</p>	<p>○ 地域エネルギーの生産・(組合員以外への)販売をする事業</p> <p>③ 省エネ改修額以上の光熱費削減を保証する包括的サービス (ESCO 事業)</p>
設立	10 人以上 (連合会は 2 以上)	4 人以上
その他	<p>【消費生活協同組合との比較】</p> <ul style="list-style-type: none">組合員は個人でも事業者でも可少人数での設立可能	<p>【企業組合との比較】</p> <ul style="list-style-type: none">個人と事業者との対等な立場での経営を認めることで、事業者参入を促進

4 その他

組合の設立、管理、監督等に関する規定については、他の協同組織体（例：消費生活協同組合、企業組合）に関する法律の規定と同様の規定を設ける。